

塩尻資源物・ごみ分別アプリのご案内

アプリの機能をご紹介します！！

- ・ 出す日がわかる **「収集日カレンダー」**
- ・ 出し忘れがなくなる **「アラート機能」**
- ・ 出し方がわかる **「分別辞典」**



【収集日カレンダー】



【分別辞典】

ダウンロードはこちら



ご利用のスマートフォンやタブレット端末の機種に応じて2次元コードを読み取りのうえダウンロードしてご利用ください。

不用品の再利用（リユース）

ごみとして廃棄するその前に、スマートフォンから簡単登録で、欲しい人に譲ったり、登録業者が買い取り査定を行うサービスです。株式会社ジモティー及び株式会社マーケットエンタープライズとリユースに関する協定を締結し、ごみ減量化を推進します。



個人間で譲ったり売ったりすることができます。



複数の業者の買い取り価格を比較し、売却できるサービスです。

地区のごみステーションに出すときの注意点

- ・ 午前8時30分までにお願いします。
- ・ 指定袋には必ず記名してください。
- ・ 決められた方法で分別し、管理者の了承を得たステーション・集積所に出してください。

- ・ ごみ収集は午前8時半から午後4時半までの間に行います。
- ・ ステーションごとの収集時刻は、交通状況等により毎回異なります。
- ・ 午後4時半をすぎても収集されていない場合は、お手数ですが、生活環境課（0263-52-0679）までご連絡ください。

塩尻市の指定袋



今までの「プラスチック製容器包装指定袋」もそのままご利用いただけます。

もえるごみ

指定袋
あり

- ・指定袋に記名をして出してください。
- ・資源物は分別してください。
- ・指定袋に入らないものは塩尻クリーンセンターへ持ち込んでください。

出せるものの例

生ごみ



水気をしっかり切りましょう

板類



長さ 50cm 厚さ 5cm 以内のものを
直径 30cm 以内の束にする

革類・ゴム類・
ペット糞尿など



例) ビデオテープ、角ハンガー、おもちゃ（電池のないもの）、洗濯はさみ、くつ、かばん、長靴、アルミホイル、スポンジ類、猫トイレの砂（鉱物系を除く）、ヘルメット等

ふとん・
カーペット類



電気毛布、電気カーペットはコントローラーを外して出してください
※コントローラー・コードは「その他金属」です

資源にならない
布類



綿 100% 以外のもの

異物が混入した
落ち葉



砂や砂利などの異物が混入し、剪定木の収集に出せないもの

資源にならない
紙ごみ



例) 紙くず、ティッシュ、シュレッダー紙、使い捨てカイロ、写真、感熱紙等特殊紙、カバンや靴など詰物（緩衝材）、紙おむつ

食品や臭いが付着しているもの
シール、レシート、金属・銀紙が使用されているもの
※プラスチック・アルミとの複合素材の包装等は「もえるごみ」です

一般家庭専用
もえるごみ専用指定袋

名前 塩尻太郎

00円

塩尻市・朝日村

だいたい色の印刷文字

- ・45ℓ袋 (処理手数料60円)
- ・25ℓ袋 (処理手数料30円)
- ・14ℓ袋 (処理手数料15円)

うめたてごみ

指定袋
あり

- ・指定袋に記名をして出してください。
- ・指定袋に入らないものは塩尻クリーンセンターへ持ち込んでください。

出せるものの例

陶磁器類



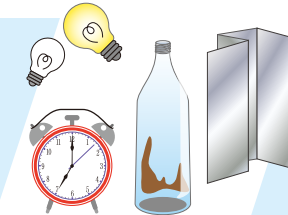
茶碗、皿、花瓶

ガラス類



コップ、耐熱皿、強化ガラス、板ガラス、鏡、ガラス製品

その他



汚れの落ちないびん類、電球、グローランプ、LED 電球、磁石、すずり石、軽石、時計（電池は除く）アルミガード、アルミ箔鍋、魔法瓶、ポット

平成17年以前の証紙がない袋は
使用できません

青色の印刷文字

- ・30ℓ袋 (処理手数料60円)
- ・18ℓ袋 (処理手数料30円)
- ・8ℓ袋 (処理手数料15円)



有害物

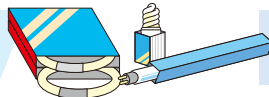
指定袋
なし

必ず品目ごと分けて
出してください

- ・透明な袋に入れて出してください。
- ・ガスは完全に使い切ってください。
- ・蛍光管は購入時の空箱に入れてください。空き箱がない場合には、透明な袋に入れてください。

出せるものの例

蛍光管類



使い切り
電池



充電電池は回収しません

着火器具等



水銀温度計等



プラスチック資源

指定袋
あり

- ・指定袋に記名をして出してください。
- ・はがしにくいラベルやシールはそのまま出すことができます。
- ・判断に迷うものは「もえるごみ」で出してください。
- ・洗っても汚れが取れないものは「もえるごみ」へ出してください。
- ・レジ袋に入れるなど二重袋にはしないでください。



緑色の印刷文字

同じ袋ごみとして出すことができます。

・今までの「プラスチック製容器包装指定袋」もそのままご利用いただけます。

プラスチック製容器包装



このマークが目印です

| 袋類 | カップ・パック類 | ボトル類 | 緩衝材・トレイ類 | キャップ・ネット類等 |
|--------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <p>例) お菓子の袋、野菜、パン等の外装袋、レジ袋</p> | <p>例) ヨーグルト、プリンのカップ、たまごのパック、カップめん容器</p> | <p>例) たれ、ドレッシング、シャンプー、リンス、洗剤、油 などのボトル</p> | <p>例) 製品を保護した発泡スチロール、エアークッション、食材のトレイ</p> | <p>例) ペットボトルのふた、ラベル、みかんなどのネット、くだものを包むネット</p> |

プラス

30cm以下の100%プラスチック素材製品（厚さ5mm以下）

| 日用雑貨 | 台所用具 | 文房具 | その他 |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------|
| <p>例) 歯ブラシ、くし、ヘアブラシ</p> | <p>例) 保存容器、弁当箱、プラスチック食器</p> | <p>例) クリアファイル、物差し</p> | <p>例) CD、収納箱</p> |

汚れたものは入れないで



- ・汚れは軽く洗って落としてください。
- ・洗っても強い臭いや汚れが落ちないものは、「もえるごみ」で出してください。

プラスチック資源に出せないもの

- ・ペットボトル
- ・在宅医療用品（注射器等）
- ・刃物
- ・他の素材が混ざっているもの（ゴム・革・金属等）
- ・電池・電気でも動くもの
- ・汚れが落ちないもの
- ・長さが30cmを超えるもの
- ・厚さが5mmを超えるもの（まな板等）



缶類・びん類・布類

缶類 回収容器へ

- ・水洗い後、水をきって素材別に回収容器に入れてください。
- ・飲料用の缶以外のアルミ缶・スチール缶も出せます。
- ・一斗缶の大きさまで出せます。
- ・塗料缶で中身が固着してしまっているものは「うめたてごみ」で出してください。



スプレー缶の出し方

- ・ガスを完全に押し切って出してください。
 - ・必ず「缶類・びん類・布類」の日に缶類として出してください。
 - ・必ずスプレー缶に穴をあけて出してください。
- ※スプレー缶にある「ガス抜き方法」を確認し、穴あけ道具などを使い、火気のない屋外で安全に行ってください。

びん類 コンテナへ



- ・水洗い後、水を切って色ごとのコンテナへ入れてください。
- ・キャップ、栓は取って素材別に分別してください。
- ・ラベルははがさずに出せます。
- ・汚れの落ちないびん、乳白色のびん、ガラス哺乳瓶、ガラス製品は「うめたてごみ」です。

布類 透明な袋



- ・綿100%製品が対象です。
- ・中身の見える透明な袋に入れてください。
- ・ボタン、ファスナーはついたまま出せます。
- ・綿100%以外の素材は「もえるごみ」です。

その他金属

金物類 指定袋なし

収集できるサイズ：1m以内

- ・自転車(1mを超えても)はそのまま出せます。(自転車はごみと分かるように、廃棄の表示をしてください。)
- ・刃物は紙などで包んでください。
- ・ばらけるものは透明な袋に入れてください。

出せるものの例

台所用品 鉄・アルミ・ホーロー・ステンレス

カミソリ 釘
安全ピン 針金

金属製のドリンクのふた
ガステーブル 乾電池を抜く

自転車 電動アシスト付きは
バッテリーを必ず外す

金属製ハンガー ビニール
コーティングはそのまま可

傘 ビニール・布は外して
もえるごみへ



芯出しストーブ

乾電池・灯油を抜く

ステンレス製品
(水筒・保温ジャー等)

小型家電 指定袋なし

収集できるサイズ：80cm×30cm×60cm以内

- ・テレビ等家電リサイクル法の対象機器及びパソコン類は出せません。(右枠「家電リサイクル法対象機器」、23ページの「パソコン・小型家電の宅配便リサイクル」参照)
- ・乾電池や外れる充電電池は外してから出してください。

出せるものの例

オーブントースター
電子レンジ

プリンター
電気炊飯器

電気ポット
掃除機

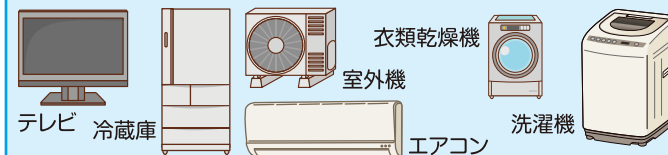
ラジカセ 乾電池を抜く
ドライヤー

ファンヒーター 灯油を抜く
延長コード



家電リサイクル法対象機器

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機



① 市の許可業者に処理を依頼する場合

許可業者(P24)へリサイクル料金と収集運搬料金の支払い

収集

② 家電販売店に処理を依頼する場合

販売店へリサイクル料金と収集運搬料金の支払い

収集

③ 自分で指定取引場所へ持ち込む場合

郵便局で
リサイクル
料金の支払い

右記の
指定取引場所
へ持参

指定取引場所

花村産業(株) (松本市市場5-26) 平日 9:00~12:00
☎0263-26-3078 (問い合わせは区内事業所) 13:00~16:30

林金属工業(株) 平日・土 9:00~12:00
リサイクルセンター 平日 13:00~17:00
(岡合市明神町3-19-2) ☎0266-22-4888 ± 13:00~16:00

日本通運(株) (松本市双葉4-4) 平日 9:00~12:00
☎0263-27-0836 13:00~17:00

郵便局はリサイクル料金の払込窓口であり、リサイクル業務には関与していません。家電リサイクルに関するお問い合わせは家電リサイクルのコールセンター(0120-319640)にお問い合わせください。

剪定木・落ち葉

- ・「剪定木」と「落ち葉や刈り草」は別々の収集車で収集するため、ごみステーション内でも、それぞれ分けて出してください。
- ・4月～12月の間、収集を行います。

剪定木

一束の寸法
40cm以内
1m以内

- ・荒縄又は麻ひもで束ねてください。(加工素材のひもは使用不可)
- ・竹やとげのある植物、合板、加工材は「もえるごみ」へ出してください。
- ・茎は剪定木で出せます。

落ち葉・刈り草

- ・ごみや土などの異物を取り除いてください。
- ・中身の見える透明な袋(規格袋19号以上)に入れてください。
- ※中身が見えないと判断された場合には、収集されない可能性があります。

注意

堆肥にリサイクルするため、実・花・根がついたものや異物は必ず取り除いてから出してください。
取り除けない場合は「もえるごみ」として出してください。



枝の太さによる分類

| 束ねられない枝先等 | | 束ねた枝・茎 | | |
|-----------------------------|----------------|-----------|------------------|------------------|
| 枝直径1cm未満 | 枝直径1cm以上 | 枝直径10cm以内 | 枝直径30cm以内 | 枝直径30cmを超えるもの |
| 「落ち葉・刈り草」または、指定袋に入れて「もえるごみ」 | 指定袋に入れて「もえるごみ」 | 剪定木 | クリーンセンター(長さ1mまで) | P24の許可業者へご相談ください |

紙類・ペットボトル

- 紙類**
- ・「本・雑誌」、「紙パック」、「段ボール」の間に「その他紙」を混ぜて出さないようにしてください。
 - ・分類ごとしばって出してください。※ビニールひもでもかまいません。
 - ・紙袋がない場合は、封筒に入れたり、飛散しないように紐でしっかり束ねるなどして出してください。
- 指定袋なし**

新聞紙
折込チラシ

本・雑誌

※布表紙は、はずして「もえるごみ」で出してください。

紙パック

※酒類などの紙パックで内側がアルミ加工のものは「もえるごみ」で出してください。

段ボール

その他紙

※紙以外の取っ手は外してください
薬子箱 包装紙 封筒 メモ紙 ティッシュの箱

紙

資源にならない紙は「もえるごみ」へ紙くず、ティッシュ、シュレッダー一紙、紙おむつ、使い捨てカイロ、カバンや靴などの詰物(緩衝材) 金紙・銀紙が使用されているもの、レシート、シール アルミ加工の包装等

- ペットボトル**
- ・ラベルとキャップは「プラスチック資源」です。
 - ・動くフタやキャップ部分は必ず外してください。
 - ・リングや外れない中栓はそのまま出すことができます。
 - ・汚れのとれないものは「もえるごみ」へ。

回収容器へ

このマークが目印です

- ①キャップを取る
- ②ラベルをはがす
- ③水洗いする
- ④軽くつぶす

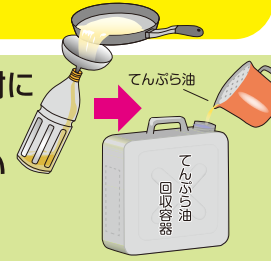
**ペットボトルが
ペットボトルへ
生まれかわります**

水平リサイクルの話

塩尻市はサントリーグループと「ペットボトルの水平リサイクル」に関する協定を結んでいます。集めたペットボトルは再びペットボトル飲料容器としてリサイクルされます。

また、ペットボトルの売却金は、各地区に還元されます。

てんぷら油



回収容器へ

収集日に
下記収集場所へ
お持ちください

受入時間午前8時～10時

- ・バイオディーゼル燃料にリサイクルされます。
- ・ごみステーションでの収集ではありません。
- ・植物性てんぷら油のみとし、異物（天かす）を取り除いてください。
- ・持ち運びに使った容器は持ち帰ってください。
- ・機械油（鉱物油）は絶対に入れないでください。
- ・回収容器に入っていないものは回収できません。

| 区 名 | てんぷら油収集場所 | 区 名 | てんぷら油収集場所 |
|---------|---------------------------------------|---------|---------------------------------------|
| 大門一番町 | 一番町集会所 | 高 出 一 区 | 高出地区センター |
| 大門二番町 | 二番町公民館 | 高 出 二 区 | 高出地区センター |
| 大門三番町 | 大門三番町・四番町介護予防交流施設 | 高 出 三 区 | 高出第二公民館 |
| 大門四番町 | | 高 出 四 区 | 高出第二公民館 |
| 大門五番町 | 五番町公民館 | 高 出 五 区 | デイサービスセンターつくしの郷 社会福祉協議会 障がい者用駐車場付近 |
| 大門六番町 | 大門地区センター | 吉 田 一 区 | 吉田地区センター |
| 大門七番町 | 大門七番町公民館北側ごみステーション | 吉 田 二 区 | 下吉田集会所 |
| 大門八番町 | 八番町公民館 | 吉 田 三 区 | 吉田地区センター |
| 大 門 七 区 | 七区第一公民館、七区第二公民館 | 吉 田 四 区 | 吉田四区コミュニティーセンター |
| 大門田川町 | 田川町公民館 | 吉 田 五 区 | 吉田西防災コミュニティーセンター |
| 東 山 | 東山公民館 | 上 組 | 上組区公民館 |
| 柿 沢 | 柿沢公民館 | 元 町 | 元町集荷所（下） |
| 金 井 | 金井公民館 | 芦 ノ 田 | 芦ノ田転作促進研修センター |
| 上 西 条 | 上西条公民館 | 太 田 | 太田公民館 |
| 中 西 条 | 中西条構造改善センター | 岩 垂 | 岩垂公民館 |
| 下 西 条 | 落合広場クリーンハウス | 下 小 曾 部 | 下小曾部集落センター（第二駐車場） |
| 堀 ノ 内 | 堀ノ内公民館 | 上 小 曾 部 | 上小曾部転作促進研修センター |
| 長 畝 | 長畝区公民館 | 桔 梗 ケ 原 | 桔梗ヶ原公民館（自転車置場） |
| 棧 敷 | 棧敷公民館 | 平 出 | 平出公民館 |
| 町 区 | 町区公民館 | 床 尾 | 床尾区第3ごみステーション（消防詰所前バス停道向い） |
| 松 原 | 松原区公民館東側ごみステーション | 洗 馬 | 宗賀農林漁業体験実習館 |
| みどり湖 | みどり湖公民館 | 牧 野 | 牧野公民館 |
| 峰 原 | 峰原公民館 | 本 山 | 本山介護予防交流センター（本山公民館） |
| 南 内 田 | 南内田公民館 | 日 出 塩 | 日出塩公民館 |
| 北 熊 井 | 北熊井区公民館 | 小 井 戸 | 小井戸区第2ごみステーション（入口側） |
| 南 熊 井 | 南熊井中挾集落センター | 古 町 | 古町区公民館 |
| 中 挾 | 中挾区公会所 | 宮 前 | 宮前公民館 |
| 君 石 | 君石団地集会所北第8ごみステーション前 | 大 出 | 大出公民館（旧消防倉庫前） |
| 内 田 原 | 内田原区民館 | 上 田 | 上田公民館 |
| 原 新 田 | 原新田区公民館 | 勝 弦 | 旧勝弦集出荷所倉庫前 |
| 堅 石 | 堅石区公民館、堅石区民センター | 贅 川 | 楯川公民館贅川分館 |
| 郷 原 | 郷原区公民館 | 平 沢 | 修復工房前 |
| 野 村 | 野村公民館（野村第一公民館） 野村ふれあいセンター（野村第二公民館） | 奈 良 井 | 奈良井会館 |

拠点回収

てんぷら油

回収場所 塩尻市役所及び各支所、
塩尻クリーンセンター
回収時間 業務時間内随時
回収するもの

一般の家庭から出た植物性
てんぷら油で異物（天かす等）
の混入がないもの
※持ち運びに使用した容器は持ち帰って
ください。

インクカートリッジ

- ・著しい破損品、改造品はリサイクルの障害になるため、入れないでください。
- ・カートリッジ以外のものは入れないでください。例）外装箱・箱、インク、トナーカートリッジ、

回収場所 塩尻市役所及び各支所、
総合文化センター、
保健福祉センター、
市民交流センター
（えんぱーく）

回収時間 業務時間内随時



- ・里帰りプロジェクト参加企業4社において、高度なリサイクル処理を行うため、4社の純正カートリッジを入れて下さい。

回収対象メーカー

- ブラザー工業株式会社
- キヤノン株式会社
- セイコーエプソン株式会社
- 日本ヒューレット・パッカー株式会社



塩尻クリーンセンターのご案内

塩尻市、朝日村にお住まいの方が、ごみを持ち込むことができる施設です。

施設案内

| | |
|------|------------------------------------------------|
| 住所 | 塩尻市大字柿沢303番地 |
| 電話 | 0263-56-2221 |
| FAX | 0263-56-2447 |
| 受入日 | 平日、土曜日(祝日を除く) |
| 受入時間 | 平日 8:30-11:45 13:00-16:30 土曜日 8:30-12:00 |
| 処理料金 | 150円/10kg (キャッシュレス決済対応) |
| 持ち物 | 身分証明書 (運転免許証、 マイナンバーカード、 パスポート等) |

注意事項

- 原則として排出者本人しか持ち込むことができません。
- それぞれ分別して持ち込んでください。
- 細かいものは、透明な袋に入れてください。
- 持ち込んだものは、ご自分で下ろしてください。
- 1回の持込は軽トラック1台分程度までです。保管場所の関係上、事前調整のない多量持込は受入れできない場合があります。
- 証紙付の指定袋に入っているものは無料です。

持ち込めるもの一例

■もえるごみ・可燃粗大ごみ等

ふとん、じゅうたん、たたみ(1日12枚まで)
波板(金属製を除く)、電気毛布(コード類は除く)、
木製品(家具のガラスは外す)、ゴルフクラブ、
ゴルフバッグ、スキー用品、雪かき、
ベビーカー、チャイルドシート、釣り竿、
スケート靴、おもちゃなどの複合製品
オルガン(200cm×90cm×120cm以内)
剪定木(1m以内)、竹(1m以内)
※剪定木の持ち込み方法は表紙を参照

■大型プラスチック資源(無料)

100%プラスチック素材で、長辺30cmを超える
指定17品目に限ります。
詳しくは次項23ページをご確認ください。

■うめたてごみ

■有害物(無料)

■焼却灰

燃えがらが残っているもの。消火後24時間以上
経過したものに限ります。肥料袋等丈夫な袋に
入れて、しっかり縛ってください。
なお、豆炭灰は無料です。

■犬、猫の処理(330円/体)

死骸はビニール袋に入れ、34cm×50cm×40cm以
内の段ボール箱に入れてください。指定サイズ以
上のものや、25kgを超えるものは出せません。

持ち込めないもの一例

■資源物

紙、ペットボトル、缶、びん、金属、段ボール
発泡スチロール類

■医療品

注射器、注射針

■引火性のあるもの

ガスボンベ、オイル、石油、灯油、燃料

■農機具・資材

農業用ビニールマルチ類、肥料、農薬、苗箱類
農業用一輪車、ビニールハウスのパイプ

■建築廃材

石膏ボード、セメント、ペンキ、塗料、網戸
アルミサッシ、流し台、便器、浴槽、石
汚泥、瓦、ブロック、レンガ、砂、土砂

■金属類・複合粗大ごみ

スプリング入りマットレス及びソファー
物干し竿、ピアノ、金属製品、金庫

■その他

タイヤ、バイク、自動車、電動車椅子
バッテリー類、劇薬、消火器、発煙筒
パソコン、漬物石

■家電製品

■事業系ごみ

事業で発生したごみのことです。ただし、一般
廃棄物の可燃物に限り、持ち込むことができます。

塩尻クリーンセンターに持ち込めるもの

大型プラスチック資源（長辺30cmを超えるもの）

- ・100%プラスチック素材の指定17品目を無料受入します。
- ・事前に指定品目を分別してからお持ち込みください。

指定品目（全17品目）

台所用品



ざる



水切りかご



漬物おけ

入浴用品



風呂ふた



風呂いす



洗面器



ベビーバス

掃除用品



ポリバケツ



ちりとり



ごみ箱

収納用品



衣装(収納)ケース



書類ケース



かご

園芸用品
その他雑貨



ジョウロ



プランター(植木鉢)



ポリタンク



ソリ

お願い

- ・塩尻クリーンセンターの営業時間に、袋に入れずにお持ち込みください。
- ・指定品目以外は「もえるごみ」でお出しく下さい。
- ・割らずにそのままの形でお持ち込みください。
- ・割れていても原形を留めていれば持ち込めます。
- ・固形物や土の汚れは落としてください。

その他のリサイクル

パソコン・小型家電の宅配便リサイクル

宅配回収 市では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、不用になった家庭用パソコンの宅配便による無料回収を行っています。詳細はリネットジャパンリサイクル(株)のホームページをご確認ください。

リネットジャパンリサイクル(株)
ホームページ <https://www.renet.jp/>
TEL 0570-085-800 (10時~17時)



リネットジャパン 検索

小型充電式電池の回収

回収対象 不用になった小型充電式電池

リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニッケルカドミウム電池

回収場所及び回収時間

- ・塩尻市役所1階8番窓口生活環境課

平日：8時30分から17時15分まで

- ・えんてらす1階窓口

平日：8時30分から17時15分まで

- ・えんぱーく2階総合受付

平日：9時から19時まで

土曜日、日曜日、祝日：9時から17時まで

休館日：水曜日および年末年始



©環境省

注意点

- ・持ち込む際は必ず電池切れの状態にしてお持ち込みください。
- ・膨張・変形した電池はお持ち込みできません。
- ・大型のポータブル電源やボタン電池、リチウム一次電池、鉛蓄電池、使い捨ての乾電池は対象外です。
- ・事業で使用していたものは産業廃棄物となるため、対象外です。
- ・モバイルバッテリー等電池のみを回収します。
- ・製品と一体化しているもの（電子タバコ、電動シェイバー、ハンディファン等）は「小型家電（P19）」へお出しく下さい。

ボタン電池のリサイクル

ボタン電池は販売店や協力店舗に設置されている回収ボックスに入れるかサービスカウンターなどにお渡しください。

型番：LR、SR、PR（電池表面の型番をご確認ください）

ボタン電池 一般社団法人 電池工業会

ホームページ <http://www.botankaishu.jp/m/top.php>

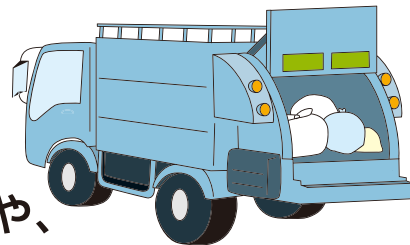
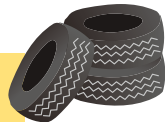


塩尻市 許可業者

| 業者名 | 電話番号 | FAX | 住所 | 取扱内容 |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|---------------------------------|
| (株)塩尻美掃 | 0263-57-8558 | 0263-57-6057 | 広丘吉田981番地1 | 全般(ごみ・資源物) |
| (有)あずさ環境 | 0263-54-2284 | 0263-54-4605 | 広丘郷原1611番地13 | 全般(ごみ・資源物) |
| 塩尻環境保全(有) | 0266-44-5353 | 0266-46-2747 | 北小野4408番地1 | 全般(ごみ・資源物) |
| (株)光商会 塩尻支店 | 0263-52-3992 | 0263-52-3992 | 宗賀6064番地4 | 全般(ごみ・資源物) |
| (株)あずさ環境保全 | 0263-92-3225 | 0263-92-3165 | 松本市波田2019番地 | 全般(ごみ・資源物) |
| (有)塩尻リサイクル | 0263-85-2558 | 0263-57-6057 | 広丘吉田981番地1 | 資源物(びん、ペットボトル類除く)、家電リサイクル対象品のみ |
| 前田産業(株) 塩尻営業所 | 0263-52-2722 | 0263-52-6531 | 広丘高出2002番地 | 紙類、金属類、衣類のみ |
| (有)住岡産業 | 0263-54-6010 | 0263-54-6016 | 上西条121番地1 | 庭木剪定木のみ(持ち込みのみ) |
| (有)リプロシステム | 0263-85-3701 | | 広丘吉田2905番地3 | 家庭系粗大ごみ、家電リサイクル対象品のみ |
| (株)メディカルサービス松本 | 0263-51-6557 | 0263-51-6558 | 洗馬491番地1 | 洗馬地区、宗賀地区、郷原区、堅石区に限る 全般(ごみ・資源物) |
| (株)フロンティア・スピリット E・P・S | 0263-56-2280 | 0263-56-2292 | 金井731番地3 | 木くず(持ち込みのみ) |

こんな時は・・・

- ・大きな物を捨てたい
- ・スプリング入りマットレスを捨てたい
- ・中身の入った物を捨てたい
- ・ごみを家まで取りにきてほしい 等



ごみステーションに出せないものや、
塩尻クリーンセンターに持ち込めないものは
上記の塩尻市許可業者までご相談ください。

無許可の業者を 使わないでください

- 一般廃棄物処理業の許可を持っていない業者がご家庭の廃棄物を回収するのは違法です。
- ご家庭の廃棄物の回収をご希望の方は塩尻市許可業者にご依頼ください。